

## 高松市病院局契約事務取扱要綱

- 1 高松市病院局の契約事務に関しては、別に定めがあるもののほか、次に掲げる要綱等の規定を準用する。
- (1) 高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。以下「事務処理要綱」という。）（第2条第3項第3号アからクまで、第10条、第13条から第15条まで、第48条及び第83条第2項を除く。）及び特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱（令和元年7月31日庁達第1号）
- (2) 工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱（平成20年12月22日施行）
- (3) 高松市工事請負契約約款第25条第5項の運用について（平成20年7月24日施行）
- (4) 高松市工事契約約款第25条第6項の運用について（平成26年3月24日施行）
- 2 前項の場合においては、同項の要綱等の規定中「高松市」とあり、並びに「市」及び「本市」とあるのは「高松市病院局」と、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「会計管理者」とあるのは「企業出納員」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

高松市契約事務処理要綱第1条	高松市契約規則	高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則
高松市契約事務処理要綱第2条第3項	次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものについては財政局契約監理課（市立の小学校又は中学校（これらに係る給食調理場を含む。）において使用する物品に係るものは別に定める分掌により教育委員会総務課、学校教育課又は保健体育課と、高松第一高等学校において使用する物品に係るものは同校とし、以下「契約課」という。）とし、	次の各号に掲げる契約についてはみんなの病院事務局総務課（以下「契約課」という。）とし、
高松市契約事務処理要綱第2条第3項第1号	工事の請負契約 予定価格130万円を超えるもの（緊急工事に該当するものを除く。）	工事の請負契約

高松市契約事務処理要綱第2条第3項第2号	工事に附帯する委託契約 予定価格50万円を超えるもの	工事に附帯する委託契約
高松市契約事務処理要綱第2条第3項第3号	物品の購入契約 次に掲げるものの購入（第10条第2項において「直接購入」という。）以外のものに係るもの及び契約課において行うこととしている単価契約（以下「契約課単価契約」という。）	物品の購入契約
高松市契約事務処理要綱第9条第1項	課長は、工事等の契約であって第2条第3項各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものを必要とするときは、財務会計システム（契約規則第2条第7号に規定する財務会計システムをいう。以下同じ。）を利用して依頼を行うものとする。この場合においては、設計書、仕様書、図面その他必要と認める書類を秘密扱いとして契約課に提出するか、又はこれらの書類に記載すべき情報が記録された電子文書（高松市行政文書管理規程（平成25年高松市規程第17号）第2条第3号に規定する電子文書をいう。以下同じ。）を統合文書管理システム（同規程第2条第4号に規定する統合文書管理システムをいう。）を利用して契約課に送付するものとする。	課長及び塩江分院事務局長は、第2条第3項各号に掲げる契約に該当するものを必要とするときは、別に定める契約依頼書等により依頼を行うものとする。この場合においては、設計書、仕様書、図面その他必要と認める書類を秘密扱いとして契約課に提出するものとする。
高松市契約事務処理要綱第51条	高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）別表第1	高松市病院事業会計規程別表第2
高松市契約事務処理要綱第52条	高松市会計規則別表第1	高松市病院事業会計規程別表第2
高松市契約事務処理要綱第53条	高松市会計規則別表第1	高松市病院事業会計規程別表第2
高松市契約事務処理要綱第61条	高松市公共工事の前金払に関する規則（平成21年高松市規則第15号）第3条	高松市病院事業会計規程第30条第3項
高松市契約事務処理要綱第62条	高松市公共工事の前金払に関する規則第2条	高松市病院事業会計規程第30条第2項
高松市契約事務処理要綱第64条第2項	高松市会計規則第82条の規定により市長	高松市病院事業会計規程第31条第1項の規定により企業出納員

特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱第1条、第3条及び第5条	特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則	高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則
特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱第1条	高松市契約事務処理要綱	高松市病院局契約事務取扱要綱（平成23年4月8日施行）第1項において準用する高松市契約事務処理要綱

#### 附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成23年4月8日から施行する。  
(設計金額5,000万円超の工事等に係る手続)
- 設計金額が5,000万円を超える工事等（事務処理要綱第2条に規定する工事等をいう。）については、当分の間、工事請負等計画書を作成して、高松市工事請負等審査委員会規程（平成27年高松市規程第3号）に定める高松市工事請負等審査委員会の意見を聴くものとする。
- 総合評価競争入札により前項の工事等に係る契約を締結しようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「作成して」とあるのは、「作成し、当該工事等の契約に係る落札者決定基準を添付して」とする。  
(設計変更ガイドラインの採用)
- 高松市病院局においても、その発注する工事の設計変更について、工事請負契約設計変更ガイドライン（土木編）（平成26年5月策定）及び工事請負契約設計変更ガイドライン（建築編）（平成26年5月策定）の例により実施するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。